

令和6年度 第1回 苫小牧警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和6年6月26日(水) 午後3時30分から午後4時30分までの間
開 催 場 所	苫小牧警察署 大会議室
出 席 者	<p>協議会委員 9名(定員12名)</p> <p>会 長 池 淵 雅 宏 (議 長)</p> <p>副 会 長 三 宅 文 秀</p> <p>委 員 曾 根 今日子</p> <p>森 本 恭 行</p> <p>岡 部 温 子</p> <p>池 田 壽 治</p> <p>国 安 健 二</p> <p>野 宮 誠 子</p> <p>松 井 慶 子</p> <hr/> <p>警 察 署 員 16名</p> <p>署 長 葛 西 浩 司</p> <p>副 署 長 大 釜 寛 貴</p> <p>刑事・生活安全官 川 村 徳 治</p> <p>地 域 官 村 津 伸</p> <p>交 通 官 上 月 英 司</p> <p>警務官兼警務課長 大 賀 光一郎</p> <p>留置管理課長 岡 田 幸太郎</p> <p>会計課長 赤 堀 俊 己</p> <p>地域課長(第三) 中 居 翔</p> <p>刑事第一課長 面 村 浩 二</p> <p>刑事第二課長 藤 田 健 太</p> <p>刑事第三課長 田 中 康 紀</p> <p>交通第一課長 宮 崎 翔 太</p> <p>交通第二課長 池 田 克 彦</p> <p>警備課長 伊 藤 道 徳</p> <p>事 務 局 警務課犯罪被害者支援係主任</p>
開 催 状 況	
<p>1 業務説明 警察の装備品等の紹介について</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 警察署幹部挨拶</p>	

## 5 協 議

### (1) 警察署の統合について

#### 【委員の要望・意見】

警察署の統合について、苫小牧署の今後の見通しはいかがなものでしょうか。

#### 【警察説明】

警察本部で必要性を判断しますので、見通しについては、当署において回答できないことを御理解願います。

### (2) 住宅地における大型犬の運動について

#### 【委員の要望・意見】

住宅地で大型犬を運動させている姿を多く見ることがありますが、そばを通るとき多少の怖さがあります。

今までに管内でトラブル・事故等はないのでしょうか。

規制等があれば教えてください。

#### 【警察説明】

飼い犬に関する通報を確認したところ、令和5年から現在までで、当署管内は2件の通報がありました。

飼い犬に関して散歩や運動させることの規制はございません。

しかしながら、飼い犬が他者を傷つけた場合には飼い主に「過失傷害罪」等が成立することとなり、そのような危険を未然に防止することも、警察の業務です。

今回御質問があったような危険性を感じるような状況を把握された場合には、警察に御相談下さい。

### (3) 車両の騒音について

#### 【委員要望・意見】

苫小牧市内の車両騒音について、住民から相談を受けました。

どのような対応・対策をされているか教えていただければと思います。

#### 【警察説明】

車両騒音通報への対応として、過去の取扱い状況を確認したところ「口頭注意」「現場解散」、「未発見」、「相談として受理」がありました。

今後の対策としては、当署の交通課と連携して、パトカーによる見せる活動等を強化し、こうした車両の発見及び事案の抑止に努めてまいります。

### (4) 右折時の破線について

#### 【委員要望・意見】

右折時に破線があり、その線通りに曲がる車と曲がらない車があるのですが、その場合どうしたらいいのでしょうか。

#### 【警察説明】

道路上の標示には、大別すると「規制標示」、「指示標示」、「法定外表示」があり、それぞれ設置できる権限や管理者が異なり、委員提案の「右折時の破線」については、法定外表示となり、右折時の走行ラインを誘導するために、道路管理者が設置したものとなります。

法定外表示には、直接的な法的拘束力は無いため、脱法しないための誘導的效果を期待して設置されているものですが、法定外表示から大きく逸脱すると右左折方

法違反等の道路交通法違反に該当してくる場合がありますので、法定外表示に従った走行に努めていただきたいと思います。

(5) 免許更新時の対応について

【委員要望・意見】

免許更新時、安全協会に入会しますかと言われ、入会しないと答えると無愛想な態度をされた。

【警察説明】

・交通安全協会の窓口について

免許更新時における交通安全協会の窓口については、一般社団法人苫小牧地区交通安全協会の臨時職員が担当しており、同協会の業務としては、免許更新申請者の希望により交付免許証を有料で郵送する業務と、更新申請書作成の補助等を実施しております。

また、同協会への入会案内についても、同協会が会員からの会費収入を主な活動資金としている非営利の法人であることから、一般的に制限を受けるものではないと認識しております。

・職員への指導・教養

警察署としましては、申請者に対する明白な利益侵害等を除き、協会職員に直接指導等をする立場にないことから、本件に関しては、協会の幹部職員に対して、当署利用の一般市民からの意見として伝達し、窓口業務での丁寧かつ分かり易い対応に努めていただけるように協会職員に対する指導・教養を依頼したところでありますので御理解をお願い致します。

(6) 大型車の通行規制について

【委員要望・意見】

勇払小・中学校の登下校時、通学路の大型車通行規制をしてほしい。

【警察説明】

委員提案の規制につきましては、通学路や狭隘な道路で事故防止の観点から必要性がある道路に対して公安委員会の規制を実施できるものとされています。

また、この規制については対象車両が大型車の他に、特定中型自動車が含まれることから、例えば車格は普通車に近い11人以上が定員のワンボックスカータイプも対象となり介護施設等の搬送車両として広く活用されていることから規制の実施には慎重な判断が求められます。

提案の通学路について、現地での交通量や大型車の占有率等を調査した結果、通学時間帯の大型車の走行は確認することができず、いわゆる抜け道化による交通量の増加等も確認できなかったことから、現時点では規制実施の必要性は低いと考えます。

今後、住民増加や交通量の増加、さらには大型車両の増加等、交通環境の変化があった場合には、必要な対策を検討してまいります。

(7) 路上脇へのポイ捨てへの注意喚起継続の依頼

【委員要望・意見】

路上のポイ捨てについては、幾度となく注意喚起していただいていると思います。

その中でも、ペットボトルが投げ捨てられていることが多々見られますが、その

中に尿が入っていることがあるようです。

引き続きドライバーにはポイ捨てをしないよう、液体の入ったペットボトルを見かけたら触らないよう、注意喚起をお願いします。

**【警察説明】**

ポイ捨て等の状況について、管内道路を調査した結果、前年からは若干減少したものの、複数箇所でもペットボトル等のゴミが捨てられている状況を確認しました。

また、幸い中味は尿ではありませんでしたが、委員指摘の液体入りペットボトルも投棄されておりました。

当署といたしましては、大型トラック等が駐車しやすい路肩や駐車帯において、実際に駐車しているドライバーに対して警察署が作成した注意チラシを配付し、管轄する交番及び駐在所員が通年で注意喚起を反復実施することにしており、併せて道路管理者及び関係自治体、さらには近隣小学校等に対して注意喚起実施の依頼をしております。

- 6 次回（令和6年度第2回）の開催予定  
令和6年9月頃を予定